

香港国家安全法による経済的影響

当面は経済・金融への影響は限定的

欧米調査部主任エコノミスト

玉井芳野

03-3591-1283

yoshino.tamai@mizuho-ri.co.jp

- 中国全人代は「香港の国家安全維持に関する法制度」（香港国家安全法）の制定を発表。法律の射程範囲や運用次第では、香港の「高度な自治」が後退するとの懸念が上昇
- デモ激化が回避され、米国の制裁も香港の特別待遇の部分的停止にとどまるシナリオでは、経済・金融への影響は限定的。デモが激化し、米国が制裁を強化すれば、資金流出圧力の高まりも
- 香港に拠点を置く企業には、ビジネスへの悪影響への懸念と同時に、社会的安定などプラス効果への期待も。一方、海外投資家が香港の「中国化」を懸念し、投資を控える可能性は残存

1. はじめに

5月22日、中国の国会にあたる全国人民代表大会（以下、全人代）は、「香港特別行政区の国家安全を維持する法制度・執行メカニズムの確立・整備に関する決定」（以下、「決定」）を審議すると発表した。この発表は香港内外で驚きをもって受け止められ、22日の香港ハンセン指数は前日比▲5.6%と大幅に下落した。全人代閉幕日の5月28日には、上述の「決定」が採択され、香港の国家安全維持に関する法制度（以下、香港国家安全法）を制定する方針が発表された。現在、全人代常務委員会が関連法案を制定中であり、香港の議会にあたる立法会での決議を経ずに、公布・施行される見込みだ。6月18日～20日の全人代常務委員会で法律の詳細が議論される模様で¹、遅くとも7月初めまでに施行されるとの観測もある²。

香港国家安全法の内容に関して、現時点で明らかなのは、上述の「決定」で示された概要のみで、法律で禁止される行為の射程範囲や処罰など詳細は法律の公布を待たなければならない。法律の内容や運用次第ではあるものの、香港に認められている「高度な自治」や言論・集会の自由が制限され、2047年まで維持される約束の「一国二制度」が形骸化するという懸念が高まっている。

こうした懸念を背景に、新型コロナウイルス感染拡大後にはいったん落ち着いていた香港でのデモが、小規模ながらも再燃している。さらに、米国は「香港の高度な自治は維持困難」と判断し、香港に認めていた特別待遇の一部停止等の制裁を発動する方針を示している。

本稿では、香港国家安全法が制定されようとしている背景や現時点で明らかな法律の概要を整理した上で、法律施行によってもたらされうる経済的影響について、複数のシナリオを描きながら考察する。また、香港の国際ビジネス・金融センターとしての地位がどう変化しうるのか、在香港企業へのアンケート調査等を手掛かりに展望する。

2. 香港国家安全法制定の背景と概要

(1) 2019年のデモ長期化・激化が、中国政府による香港国家安全法制定の契機に

中国政府が香港国家安全法を制定することになったきっかけは、2019年に香港で発生した「逃亡犯条例改正案」をめぐるデモの長期化・激化だ。そもそも、香港の憲法にあたる「香港基本法」23条には、「香港特別行政区は国家反逆、国家分裂、反乱先導、中央人民政府転覆および国家機密窃取のいかなる行為も禁止し、外国の政治的組織または団体が香港特別行政区において政治活動を行うことを禁止し、香港特別行政区の政治的組織または団体が外国の政治的組織または団体と関係を樹立することを禁止する法律を自ら制定しなければならない」³とあり、香港政府自身が国家安全に関する条例を定めることを義務付けている。しかし、過去2003年には、董建華行政長官による国家安全条例制定の動きに反発する大規模なデモが発生し、その結果、条例は廃案となった。それ以降、香港では基本法23条に基づいた国家安全条例が存在しない状況が長らく続いてきた。

香港政府が2019年4月に制定した「逃亡犯条例改正案」（刑事事件容疑者を香港から中国大陸・台湾・マカオに引き渡すことを可能とする法案）をめぐるデモが長期化・激化したことを受け⁴、中国政府は「香港社会の不安定化を回避するため、国家安全法の制定が必要」との認識を強めたとみられる。さらに、デモ激化の結果、当条例改正案が撤回に追い込まれたため、「逃亡犯条例改正案」ですら制定できない香港政府に国家安全法の制定は難しいとの判断から⁵、中国政府自身が香港国家安全法を制定する方針に至ったと推察される。現に、2019年10月には、中国共産党第19期中央委員会第4回全体会議（四中全会）のコミュニケで、「香港特別行政区の国家安全を維持する法制度・執行メカニズムを確立・整備する」方針が示されている⁶。今回全人代で発表された香港国家安全法の制定方針は、一見唐突な動きに見えるが、実際は中国が昨年秋から着々と準備を進めてきたものだったといえよう。

デモの長期化・激化に加え、中国政府による香港国家安全法の制定の必要性をさらに高めた要因として、①2019年11月の香港区議会議員選挙での民主派の圧勝⁷、②米国での「香港人権・民主主義法案」の成立、の2つが挙げられる。

①は、2020年9月6日に予定されている立法会議員選挙で、民主派が過半数を得る可能性を中国政府が危惧するきっかけになったとみられる。立法会選挙の制度設計上、民主派が過半数を握ることは難しいとみられているが、万が一そうなった場合は、あらゆる法律が民主派主導で制定されることとなる⁸。こうした事態を避けるため、香港国家安全法への支持を示さないと立法会議員選挙に立候補できない、などの仕組みを作り、民主派議員の立候補を阻もうとしているとの見方がある。

②に関しては、民主派への強硬姿勢を維持する中国政府・香港政府をけん制すべく、2019年11月27日に米国で「香港人権・民主主義法」が成立したことを受け、中国が外国勢力の干渉への警戒度を高めたと考えられる。米国は、従来より、1992年香港政策法に基づき、香港に十分な自治が与えられていないと判断する場合、大統領令により香港に現在認められている特別待遇を停止できる。新法では、香港の「高度な自治」が守られているかを国務長官が評価する基準の明確化や、人権侵害に責任を有する個人への制裁措置等を新たに盛り込むことが定められた⁹。中国政府は今回の全人代で、「一部の外国・域外勢力が香港の内政に関与し、香港の反中勢力と同調し、我が国の安全を脅かしている」との認識を示しており¹⁰、「香港人権・民主主義法」に代表される外国の干渉を警戒し、国家安全法によ

って取り締まりの対象とすることを検討している模様だ。

（２）法律の内容や運用次第では、香港の「高度な自治」の制限や言論の自由の制限に懸念も

現段階で明らかとなっている香港国家安全法の概要はどのようなものだろうか。5月28日に全人代で決議された「決定」では、大きく分けて6つの内容が示されている（図表1）。具体的には、①「一国二制度」と「香港人による香港統治（港人治港）」の方針を堅持しながら香港国家安全法を制定すること、②外国・域外勢力の干渉に対抗するために必要な措置を講じること、③香港政府自身も「香港基本法」に基づいて国家安全に関する法律を完成させること、④中国の国家安全機関が香港に出先機関を設けること、⑤香港行政長官が国家安全に関する状況について定期的に中央政府に報告すること、⑥全人代常務委員会に香港国家安全法を制定する権限を与え、香港に適用される全国法のリストを示す「香港基本法」付属文書3に香港基本法を追加し、当法律を香港で公布・実施すること、が定められた¹¹。

法律で禁止される行為の射程範囲や処罰など詳細はまだ不明だが、上述の概要を手掛かりにして、法律の内容や運用次第では、香港に認められている「高度な自治」や言論・集会の自由が制限されるという懸念が高まっている。例えば、上述の④で定められている、中国の国家安全機関が香港に設ける出先機関が、実質的に取り締まりを担当することになれば、香港の行政機能が骨抜きとなる。また、「非常に特殊な状況下では、中央政府が香港国家安全法にかかわる事件の管轄権を保持する」と中国政府高官が発言したことから、香港の司法の独立が制約されることも懸念されている¹²。さらに、「国家安全を脅かす行為・活動」が法律で明確に定義されず、恣意的に運用される可能性が残された場合、政府批判等に関する言論・集会の自由が制約される恐れがある。

3. 香港国家安全法がもたらしうるマクロ経済・金融への影響

（１）新型コロナウイルス感染拡大により、香港経済の景気後退は深刻に

香港国家安全法は実体経済・金融市場にどのような影響を及ぼしうるのだろうか。本節では、複数のシナリオを描きながら考察する。その前に、香港の足元の経済・金融環境を確認しよう。

図表1 中国全人代の「決定」で示された香港国家安全法の概要

1	「一国二制度」と「香港人による香港統治」を堅持し、憲法と「香港基本法」が定める憲政秩序を維持し、香港の国家安全を維持する法制度・執行メカニズムの構築に必要な措置を講じ、法律に基づいて、国家安全を脅かす行為・活動を防止・抑制・処罰する
2	外国・域外勢力が香港の業務に干渉することに断固反対し、それに対抗するために必要な措置を講じ、外国・域外勢力が香港で国家分裂・政府転覆・浸透・破壊活動を行うことを、法律に基づいて防止・抑制・処罰する
3	香港政府はできる限り早期に「香港基本法」が定める国家安全に関する法律を完成させる。香港の行政機関・立法府・司法機関は、関連法律・規制に従って、国家安全を脅かす行為・活動を効果的に防止・抑制・処罰する
4	中国中央政府の安全機関は必要に応じて香港に出先機関を設け、国家安全維持の職責を遂行する
5	香港行政長官は、香港の国家安全維持の職責履行、国家安全に関する教育の実施、国家安全を脅かす行為・活動の禁止状況などにつき、定期的に中央政府に報告する
6	全人代常務委員会に香港の国家安全関連法を制定する権限を与える。全人代常務委員会は香港国家安全法を「香港基本法」付属文書3に追加し、香港で公布・実施する

（資料）「全国人民代表大会关于建立健全香港特别行政区维护国家安全的法律制度和执行机制的决定」（2020年5月28日）より、みずほ総合研究所作成

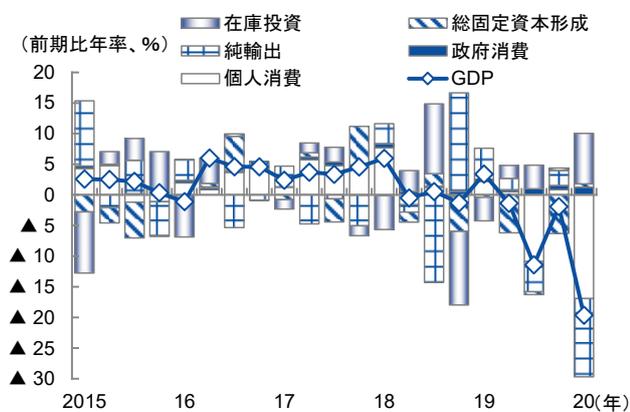
足元の香港経済は、新型コロナウイルス感染拡大を受けた経済活動の停滞により、深刻な景気後退に陥っている。香港の2020年1～3月期の実質GDP成長率は、前期比年率▲19.6%と統計開始以来最大のマイナス幅を記録した（図表2）。GDPの約7割を占める個人消費が、感染防止策の導入や失業増加によるマインド低下を背景に大幅に減少した上（実質GDP成長率に対する寄与度：▲16.9%）、輸出が域内サプライチェーンの混乱や貿易活動の縮小により減少した（純輸出の実質GDP成長率寄与度：▲12.7%）。その後、香港域内での感染拡大が抑制されたこと、最大の輸出先である中国で生産活動が比較的早期に回復し始めたことを受け、4月の輸出・消費はともに底入れ感を示している。消費動向を示す小売売上高は、依然として前年比2桁のマイナスだが、デパートや衣類、耐久消費財の消費が回復しつつあり、マイナス幅を縮小させた（図表3）。ただし、雇用・所得環境の悪化が深刻で個人消費の停滞が続くとみられること、欧米向け輸出の弱さが輸出全体を下押しするとみられること、などを踏まえると、2020年中は景気低迷が続くと予想される。香港国家安全法をめぐる動きが経済を下押しすれば、香港経済の不振はさらに長引くこととなる。

金融環境については、国家安全法制定方針の発表直後、株価・為替・金利は一時的に調整したものの、大幅な資金流出は生じていない模様だ¹³。このうち、為替に関しては、香港ドルはカレンシーボード制のもと、米ドルに連動する「米ドルペッグ制」を採用しており、1ドル=7.75～7.85香港ドルの間での変動が認められている。香港ドルのスポットレートは、国家安全法制定発表後も、変動幅上限に近い水準での推移を続けている（図表4）。背景には、中国企業による香港での大型IPOが予定されており香港ドル需要が高まっていることがある¹⁴。一方、1年物フォワードレートは、香港ドルに対する信認低下懸念から、国家安全法制定方針が発表された5月22日に大幅に低下し、変動幅下限の7.85香港ドルにまで接近した後に、22日以前の水準にまで値を戻している。金利に関しても、香港銀行間取引金利（HIBOR）は一時上昇したが、その後落ち着きを取り戻している（図表5）。

（2）メインシナリオでは経済影響は限定的。デモ激化・米国制裁強化なら資金流出圧力高まり

香港国家安全法が経済・金融に与える影響を考える上で、まず当該法をめぐる状況が今後どのように変化するか、シナリオを整理する必要がある。シナリオを左右する大きな要因として、①香港でのデモがどれほど激化・長期化するか、②米国からの対中制裁がどれほど厳しいものになるか、の2つ

図表2 香港の実質GDP成長率

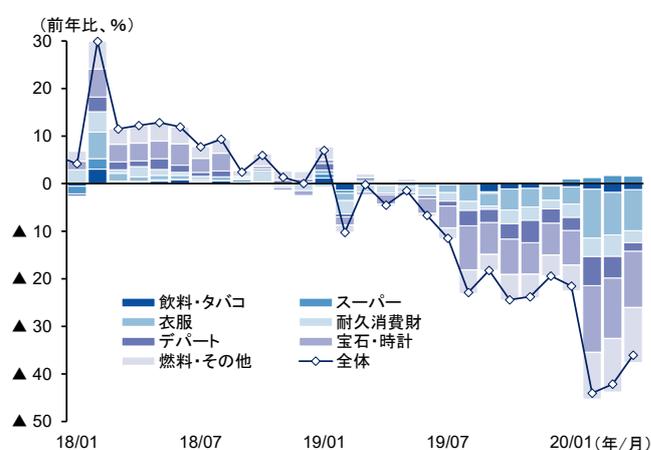


(注) 1.総固定資本形成は、みずほ総合研究所にて民間投資と公共投資に季節調整をかけた上で合算したもの。

2.在庫投資は、GDPから各需要項目を減じた残差。

(資料) 香港政府統計処より、みずほ総合研究所作成

図表3 香港の小売売上高



(資料) 香港政府統計処より、みずほ総合研究所作成

があると考えられる。②に関して、5月29日のトランプ大統領の記者会見では、香港の特別待遇を停止するためのプロセスを開始すること、待遇停止に伴い犯罪人引き渡しや重要技術の輸出規制まで、様々な制裁のオプションがあること、香港での人権侵害に責任を有する中国・香港政府高官に対する制裁を行うことは明示されたものの、特別待遇のうち何が停止されるのか、具体的には言及されていない¹⁵。以下では、メイン・サブ・リスクの3つのシナリオについて、それぞれのシナリオで前提とするデモの状況と制裁内容を示したうえで、経済・金融への影響を考える。

a. メインシナリオ

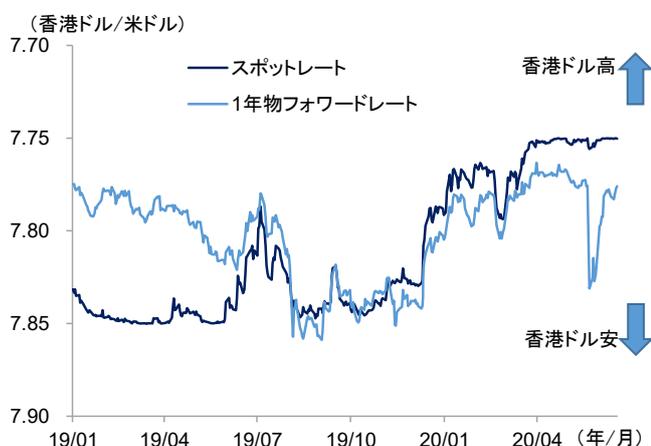
メインシナリオでは、香港全域でのデモ激化には至らず、米国の制裁が個人・機関の資産凍結や貿易面での制裁にとどまると想定する。こうしたシナリオに基づけば、経済・金融への影響は限定的である。

デモに関しては、政治的に重要な日程(7月1日の返還記念日等)に合わせて発生はするものの、香港全域での激化にまでは至らないと想定する。香港国家安全法の制定方針発表後に発生したデモの状況をみても、新型コロナウイルス感染への警戒等から昨年のデモよりも小規模で、警察との衝突等も一部地域にとどまっている¹⁶。

米国の制裁については、香港での人権侵害に責任をもつ個人・機関に対する制裁(在米資産凍結、査証取り消し、民事罰・刑事罰)、特別待遇の部分的停止(重要技術の輸出規制、香港輸入関税引き上げ等)にとどまると想定する。

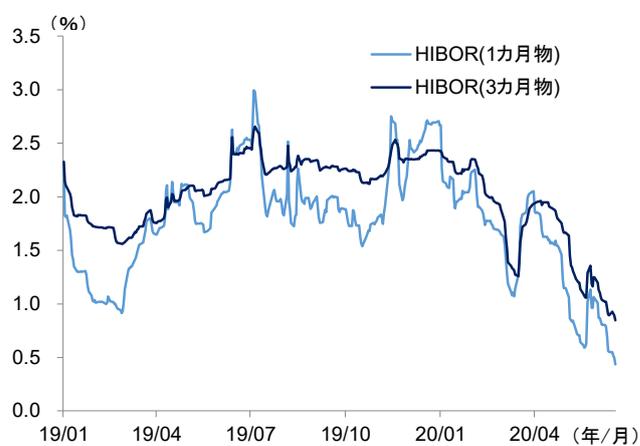
上述のシナリオのもとでは、デモ激化による経済の混乱も少なく、米国の制裁も実体経済への影響度が小さい内容となるため、経済・金融への影響は限定的であると考えられる。ただし、香港の自由港としての地位低下への懸念から、一時的なマーケットの調整や緩やかな資金流出はありうるだろう。注目度の高い、米国による輸入関税の引き上げについても、①香港の輸出全体に占める対米輸出の割合は7.7%(2019年)と比較的小さいこと、②対米輸出のうち、約8割が中国から香港を経由した再輸出で、すでに中国原産品として扱われていること、③香港原産品の対米輸出は香港の輸出全体のうち0.1%と極めて小規模なことから、香港経済への直接的な影響は大きくない(図表6)。

図表4 香港ドル(スポット・フォワード)



(資料) Bloomberg より、みずほ総合研究所作成

図表5 香港銀行間取引金利(HIBOR)



(資料) Bloomberg より、みずほ総合研究所作成

なお、重要技術の輸出規制に関しては、現在香港の特別待遇として認められている、米国の機微技術（sensitive technologies）の対港輸出を規制することで、香港を経由して中国に軍事利用可能な技術がわたるのを阻止する狙いがある。米国から中国への輸出許可が必要な品目は、もともと香港から中国への再輸出においても米国の規制対象であり、規制対象に大きな変化はないとみられるが、審査が厳しくなることで中国のハイテク産業が影響を受ける可能性はある。

b. サブシナリオ

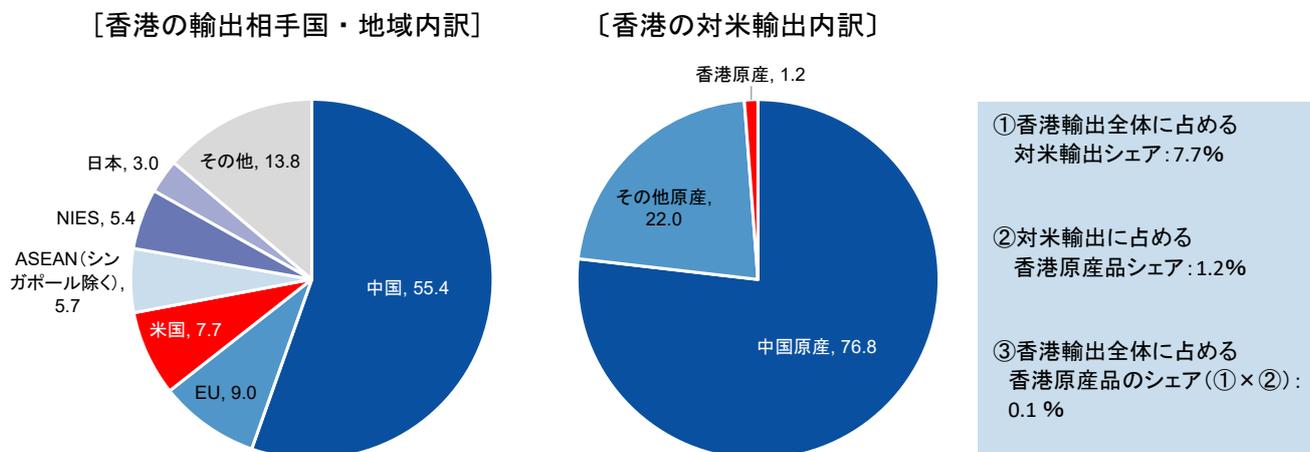
メインシナリオとリスクシナリオの中間に位置するサブシナリオでは、香港でのデモが激化し、それを口実として米国が制裁を強化する事態を想定する。この場合、香港の金融センターとしての地位低下懸念から、資金流出圧力が高まると考える。

デモに関しては、香港国家安全法の恣意的な運用に対する反発や、今年9月の立法会議員選挙の立候補資格をめぐる対立（香港国家安全法への支持を表明しなければ立候補資格が得られないといった方針が示され、抗議活動が発生等）を背景に、デモが激化する事態を想定する。

対中制裁については、デモの激化を口実として、米国が制裁の強化に動く想定する。メインシナリオで示した制裁措置の対象拡大・強化、さらには香港の金融センターとしての機能を毀損させる措置（香港ドルと米ドルの自由兌換停止等）を取りうると発言することも考えられる。今年11月の大統領選挙で再選を狙うトランプ大統領が、新型コロナウイルス感染拡大や黒人に対する警察の暴力など内政上の課題への対応に行き詰まった際、内政から国民の目を逸らせるために、香港の問題でも対中強硬姿勢を強める可能性がある。

上述のシナリオが現実となった場合、香港の国際金融センターとしての地位低下懸念から、海外投資家や富裕層の香港への投資が縮小し、香港株・香港ドルの下落や金利上昇につながると考えられる。不動産価格にも下落圧力がかかるだろう。その結果、香港経済の景気低迷が長期化するとみられる。世界の金融市場にも一定のインパクトを与えうるが、香港ドルの米ドルペッグ制は維持されるため、金融システム全体を揺るがすような事態にならないと考えられる。香港ドル売り圧力の高まりへの対応に関して、香港財政司の陳茂波司長は、マネタリーベースの2倍と潤沢な外貨準備の活用や、香港金融管理局（HKMA）と中国人民銀行との間の通貨スワップ協定活用

図表6 香港の対米輸出（2019年）



(資料) 香港政府統計局より、みずほ総合研究所作成

による米ドル調達で対応できる、との見解を示している¹⁷。

c. リスクシナリオ

最後に、テールリスクに近く蓋然性が極めて低いリスクシナリオを、参考までに示す。蓋然性が低いにもかかわらずシナリオとして組み込んでいるのは、香港国家安全法の制定方針発表以来、このリスクシナリオの発現を懸念する声が多く聞かれるためである。

ここでは、香港でのデモがさらに大規模化・激化し、それに対し中国が軍事介入によりデモを弾圧したり、あるいは香港のデモへの支持を示す台湾に中国が圧力をかけ、偶発的な軍事衝突が懸念される状況にまで至る、という極端な事態を想定する。

このような事態にまで至れば、米国は香港の金融センターとしての機能を毀損する措置、すなわち米ドルと香港ドルの自由兌換停止や、HKMAの米ドル調達阻害といった極端な措置に踏み込むと想定する。

上述の措置が実施された場合、市中銀行が米ドルと香港ドルを交換できなくなり、ドルペッグ制の維持が困難となるため、香港の国際金融センターとしての機能が停止する。香港自体や、香港を外貨調達地として活用する中国に打撃となるだけでなく、米ドルの価値低下や香港ドル資産を多く持つ企業が危機に陥るなど、米国、そして米国企業を含む在香港外資系企業への影響も甚大となる。金融システム全体を揺るがす事態となり、米国自らに跳ね返るコストも相当大きいため、米国がここまで踏み込む可能性は極めて低い。

4. 香港国家安全法のビジネスへの影響

(1) ビジネスへの悪影響に対する懸念が示される一方、社会的安定などプラス効果への期待も

前節では、香港国家安全法がもたらしうるマクロ経済・金融への影響について考察した。本節では、香港に拠点をおく企業にとって、香港の国際ビジネス・金融センターとしての地位がどう変化しうるのか、在香港企業へのアンケート調査等を手掛かりに展望する。

在香港米国商工会が6月1日～2日に実施した、在香港企業（3分の2が米国企業、3分の1が香港企業とその他外資企業）へのアンケート調査（回答企業数180社）では、ビジネスへの悪影響に対する懸念が示された¹⁸。「香港国家安全法はビジネスに悪影響を与えるか」という問いに対し、6割の企業が「悪影響あり」と回答している。さらに、「香港国家安全法制定をめぐる懸念事項」のうち、「法律の適用範囲・執行をめぐる不透明感」や「香港の国際ビジネスセンターとしての地位低下」、「香港のビジネス環境の安定性を脅かす社会的緊張の高まり」などの回答数が比較的多く、米国からの制裁を示唆する「他国政府による制裁措置」の回答数を上回った（図表7）。このことから、米国の反応にかかわらず、香港国家安全法の制定自体が、香港でビジネスを行う上で深刻な影響をもたらしうることを示唆される。また、「資産や業務の移転を検討しているか」という問いに対しては、約7割の企業が「移転計画なし」と答えたのに対し、約3割は「他拠点への移転を検討している」と回答している。回答企業のコメントでは、香港国家安全法の内容次第であり、今すぐに移転を考えるというわけではないが、中長期的な投資計画には影響する、との見方が示された。

一方、香港総商会（香港商業会議所）が5月26日～29日に実施したアンケート調査（回答企業数418社）では、ビジネスへの悪影響に対する懸念と同時に、社会的安定などプラス効果への期待も示され

た¹⁹。香港国家安全法によるビジネスへの影響について、「ネガティブな影響がある」との回答が多い項目順にみると、①「総合的な短期的影響」(54%)、②「長期的なビジネスに対する自信」(41%)、③「将来の事業投資・拡張」(40%)が上位となっており、国家安全法制定をめぐる混乱がビジネスを短期的に下押しする可能性や、マインドの低下、投資計画の変更などの悪影響が懸念されていることが窺える(図表8)。ただし、②と③については、「ポジティブな影響がある」との回答が「ネガティブな影響がある」との回答を若干上回る水準となっていることにも注目すべきだ。香港国家安全法の制定により、過激なデモが収束し社会的安定がもたらされるという「ポジティブな影響」への期待と、香港の自治の後退・自由の制限といった「ネガティブな影響」への懸念の両者が存在し、そのどちらを重視するかは、企業によって分かれていることが示唆される²⁰。

(2) 国際金融センターとしての機能は維持されるものの、中国の影響度が上昇する見込み

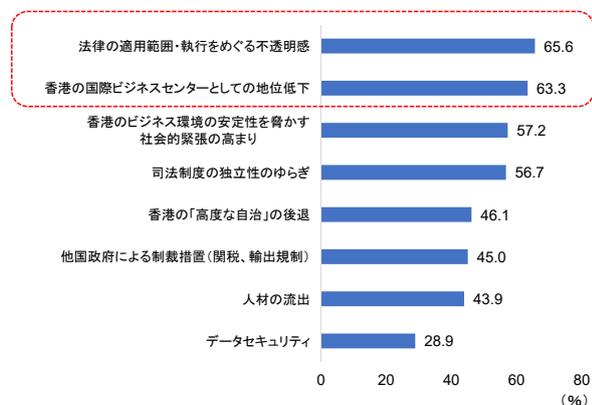
香港に拠点を置く企業にとって、国際金融センターとしての香港の地位が維持されるかどうかも、重要な関心事項となっている。

中期的な展望を考えると、開放された資本市場や簡素な税制・低税率など、国際金融センターを支える基本要素は変化せず、香港の金融センター機能は維持されると考えられる。中国本土の資本取引自由化に向けた改革は進展が見込まれるも、そのペースは非常に緩やかなものとみられ、中国が一定の資本取引規制を残しつつ外資へのアクセスを得るためには、香港の国際金融センター機能を維持する必要があるためだ。

同時に、香港の金融市場では、中国の影響度が上昇しそうだ。国家安全法の運用状況次第では、法制度の透明性の低下から香港への投資が減少したり、情報アクセスの制限への懸念等から高度人材が流出する可能性がある。一方で、中国本土からの投資の増加や、中国本土の人材活用等が進展すれば、香港に対する中国の影響度は高まるだろう。中国への投資の窓口として香港を活用し続ける企業にとっては、香港の地位は変わらないが、香港市場の「中国化」を懸念する海外投資家等は、先行き不安から投資を控える可能性がある。

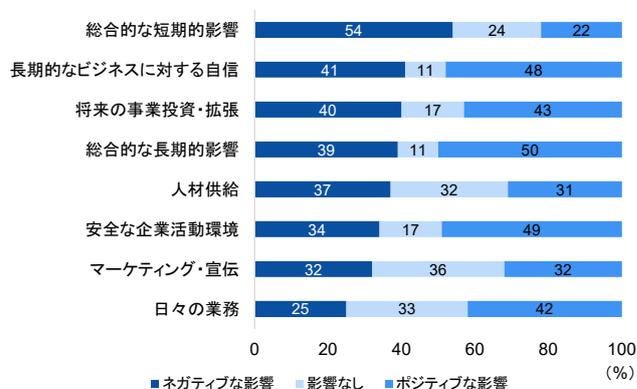
なお、本稿で示した見解は、香港国家安全法の全容が明らかになる前の、初歩的な考察に過ぎない。法律の詳細が発表され、法の運用状況を示す複数の事例が明らかとなった時点で、改めてマクロ経済・

図表7 在香港米国商工会議所アンケート調査結果



(注) 回答企業数 180 社 (2/3 が米国企業、1/3 が香港企業・その他外資企業)。5 項目まで複数回答可
(資料) 在香港米国商工会議所より、みずほ総合研究所作成

図表8 香港総商会アンケート調査結果



(注) 回答企業数 418 社
(資料) 香港総商会より、みずほ総合研究所作成

金融、ビジネスへの影響を再考する必要があるろう。

- ¹ “Hong Kong national security law added to agenda of NPCSC meeting in Beijing this week,” *South China Morning Post*, June 18, 2020.
- ² 「香港問題「重大な懸念」 G7 外相 中国に再考要求 国家安全法、自治損なう恐れ」『日本経済新聞』（2020年6月18日）
- ³ 小林昌行（訳）「資料 香港特別行政区基本法」『経済協力シリーズ170』日本貿易振興機構（JETRO）・アジア経済研究所（1993年）
- ⁴ 2019年6月9日には法案制定に反対する100万人規模のデモが発生し、一部で激化もみられた。9月4日には、林鄭月娥行政長官が「逃亡犯条例改正案」の撤回を表明したが、民主派はハードルの高い行政長官普通選挙も含む「5大要求」（①「逃亡犯条例改正案」の完全撤回、②香港政府による、抗議活動に対する「暴動」という言葉の使用取消、③逮捕されたデモ参加者全員への恩赦、④デモ参加者に対する警察の暴力をめぐる独立調査、⑤香港特別行政区行政長官選挙での普通選挙の実施）がすべて認められるまで抗議活動を続けるとしたため、デモが長期化した。
- ⁵ 湯浅健司「シリーズ：中国ビジネスそこが知りたい 第6回 国家安全法で香港はどうなるのか—亜細亜大学教授 遊川和郎氏に聞く」『中国・アジアウォッチ』日本経済研究センター（2020年5月29日）
- ⁶ 「中国共产党第十九届中央委员会第四次全体会议公报」『新華網』（2019年10月31日）http://www.xinhuanet.com/politics/2019-10/31/c_1125178024.htm
- ⁷ デモが半年以上続く中で行われた香港区議会議員選挙（2019年11月24日）では、民主派が452議席中388議席と、8割以上の議席を獲得した。
- ⁸ 倉田徹「香港区議会議員選挙：『想定外』の結果が示す中国の情報収集の弱点」『IDE スクエア 世界を見る眼』日本貿易振興機構（JETRO）・アジア経済研究所（2019年12月）
- ⁹ “H.R.3289 - Hong Kong Human Rights and Democracy Act of 2019” <https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/3289>
- ¹⁰ 「王晨作关于《全国人民代表大会关于建立健全香港特别行政区维护国家安全的法律制度和执行机制的决定（草案）》的说明」『新華網』（2020年5月22日）http://www.xinhuanet.com/politics/2020-05/22/c_1126019468.htm
- ¹¹ 「香港基本法」18条には、「全国レベルの法律は、本法付属文書3に列挙したものを除き、香港特別行政区において施行されない。本法付属文書3に列挙した法律は、香港特別行政区が現地で公布または立法化して施行する。全国人民代表大会常務委員会は自らに所属する香港特別行政区基本法委員会および香港特別行政区の意見を求めたのち、本法付属文書3に列挙した法律を増減することができる」とある（脚注3からの引用）。今回の香港国家安全法制定は、この香港基本法18条に定められた手続きに従うものである。
- ¹² “Beijing reserves right to handle ‘rare’ cases involving Hong Kong’s new national security law,” *South China Morning Post*, June 15, 2020.
- ¹³ 足元では、中国企業による香港での大型IPOに対する期待等から、むしろ資金流入が増加している模様。6月以降、香港ドルが度々変動幅の上限に達したため、HKMAは香港ドル売り米ドル介入を実施している。
- ¹⁴ 「香港が通貨売り介入、大型上場控え香港ドル高」『日本経済新聞』（2020年6月5日）
- ¹⁵ The White House, “Remarks by President Trump on Actions Against China,” May 30, 2020. <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-actions-china/>
- ¹⁶ 国家安全法制定方針が発表されて初めての週末となった5月24日は、コロナ感染防止策として9人以上の集会を禁止する「集会制限令」を無視する形で数千人規模のデモが発生、180名以上が逮捕された。5月27日には、香港国家安全法と、立法会で審議中だった、中国国歌の侮辱を禁じる「国歌条例法」への抗議のためデモが発生、400名弱が逮捕された。6月4日、新型コロナ対策の一環として天安門事件追悼集会在禁止されたが、1万人以上が集まり平和裏に追悼活動が行われた。昨年の100万人規模のデモから1年となる6月9日、約1,000人がデモを行い、約50名が逮捕された。
- ¹⁷ 「陳茂波：人行互換美元撐聯滙」『信報』（2020年6月2日）
- ¹⁸ American Chamber of Commerce in Hong Kong, “National Security Law & Hong Kong’s ‘Special Status’: AmCham Temperature Survey Findings June 2020,” June 3, 2020.
- ¹⁹ Hong Kong General Chamber of Commerce, “Businesses Largely Positive About the National Security Law Over the Long-term,” June 4, 2020.
- ²⁰ “Businesses swallow ‘bitter medicine’ of Hong Kong security law,” *Financial Times*, May 28, 2020.

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。